

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程

平成 22 年規程第 22 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する常勤の理事（理事長を含む。以下同じ。）には役員報酬は支給しないものとし、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程（平成 22 年規程第 35 号。以下「給与規程」という。）に基づく給与を支給する。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤役員報酬の支給日は、給料及び通勤手当については給与規程に定める職員の例によるものとし、賞与については給与規程に定める職員の期末手当及び勤勉手当の例によるものとする。

2 非常勤役員報酬の支給日は、当該役員が執務を行った日の属する月の翌月の 10 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下この項において「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

(給料月額)

第 4 条 常勤役員給料月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 560,000 円

(2) 理事 180,000 円から 560,000 円までの範囲内で理事長が定める額

(通勤手当等)

第 5 条 通勤手当の額及び支給に関しては、給与規程の適用を受ける職員の例による。

2 職員を兼務する常勤の理事には、給与規程の定めるところにより前項に掲げる手当以外の手当を支給することができる。

(賞与)

第 6 条 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日の現在）において当該役員が受けるべき給料月額に、給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額の合計額を基礎として、6 月に支給する場合においては 100 分の 145、12

月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、愛媛県地方独立行政法人評価委員会が行う業務評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規程による賞与額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。
- 4 前2項の規程にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は教職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。
- 5 第2項の賞与に係る在職期間には、愛媛県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要求に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の愛媛県職員としての在職期間を含むものとする。
- 6 賞与の一次差止処分その他賞与の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例による。
- 7 第2項の規程にかかわらず、職員を兼務する常勤の理事に支給する賞与の額については、給与規程の適用を受ける職員に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を基準として定めるものとする。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

- (1) 理事 日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円

(日割計算等)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合(次項に規定する場合を除く。)には、その日までの給料を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(口座振込み及び控除)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により計算した金額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第 11 条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 常勤役員の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における給料月額は、第 4 条の規定にかかわらず、当該各項の規定により定められる額から、当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じて得た額とする。